

おおあらい

Vol.363



昔の遊びって新鮮！（磯浜小学校児童と高年者クラブの交流会）



完全学校週5日制に
向けて地域ができること



したい させたい そうしたい (子) (親) (地域) 完全学校週5日制に向けて地域ができること



今年4月から「完全週5日制」が全国すべての学校で始まります。「ゆとりの中で子供たち一人一人に生きる力を育成すること」が大きなテーマであり、子供たちの学校外での時間が増えることにより、家庭や地域での教育の機会がこれまで以上に重要になります。

町教育委員会では、子供が何を求め、保護者は何をさせたいか、地域は何をできるのかなど地域型の活動について、週休2日制対応検討委員会を設置し様々な角度から調査・検討を行ない、その内容を提言としてまとめ、その内容は学校地域連携推進委員会に報告されました。

これを受けて、町内の小学校区ごとに組織されている小学校実践委員会が各地域の特色をいかし、週5日制に対応した平成14年度年間活動計画を作成し学校、家庭、地域が互いに協力して子供たちが豊かな人間性と主体的に行動できる力を育ていくための様々な取り組みを展開していきます。

完全学校週5日制に向けた取り組みの流れ

大洗町週休2日制対応検討委員会

学校完全週5日制導入を前に子供たちの願いをいかした事業展開(人・物・経費)を目指し、平成13年7月から学校の代表、青少年相談員、学地連携実践委員会代表、女性ボランティアの代表などが週末の子供たちへの対応について調査研究に取り組み、対応の方向性・具体策について検討を行いました。

学校のパソコン室を活用したパソコン教室、手づくりのもので遊ぶ楽しさを体験する昔遊びやスポーツ教室、「ゴミ拾いなどの環境美化の日の設定」などを提言し、また、事業化に必要な条件として、学校施設の開放、公共施設の活用、地域のボランティアの協力などをあげました。

大洗町学校地域連携推進委員会

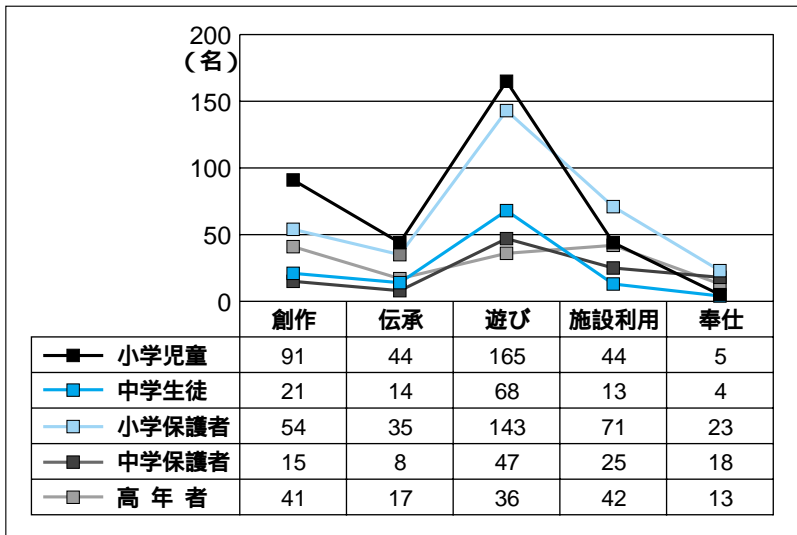
地域ぐるみの子育て・子育て支援、地域の中の学校づくりを目的に平成10年6月に組織され、学地連携フォーラムの開催、先進地視察などを行なっています。

平成10年度末には小学校区ごと、平成13年には中学区ごとに実践委員会が組織され全町的に取り組む活動のほかに各地区の特色を活かした活動を展開しています。学校区ごとの実践委員会が中核となって学校完全週5日制に向けての地域における生活・自然体験活動を推進していきます。

アンケート調査から見てきた子供の希望と親の願い

検討委員会では、児童生徒や保護者、高齢者などを対象としたアンケートを実施。児童生徒に関しては休日になりたい活動や活動したい時間帯、保護者には子供たちにさせたい活動、高齢者には子供たちの活動へ参加の意向などを調査しました。

土曜日に参加させたい活動(分野別比較)



小学校児童対象

やりたいこと
友達と遊ぶ(33.9%) 家の人と出かける(13.6%) **スポーツをする(10.9%)**
 参加したい活動
パソコン遊び(17.7%) 焼き物づくり(9.8%) **ギネスブックに挑戦(9.5%)**

児童保護者対象

させたいこと
友達と遊ぶ(31.6%) **スポーツをする(23.2%)** 家の手伝いをする(11.6%)
 参加させたい活動
パソコン遊び(13.6%) **海川沿で遊ぶ(11.9%)** **外国人と交流(11%)**

中学校2年生対象

やりたいこと
友達と遊ぶ(42.5%) **買い物に行く(13.4%)** **スポーツをする(10.2%)**
 参加したい活動
パソコン遊び(13.4%) **カラオケ(12.6%)** **ギネスブックに挑戦(11%)**

中学校2年生保護者対象

させたいこと
スポーツをする(38.1%) **友達と遊ぶ(24.6%)** 家の手伝いをする(17.8%)
 参加させたい活動
パソコン遊び(16.1%) **奉仕活動(15.3%)** **外国人と交流(11%)**



高齢者のアンケートでは、多くの高齢者の皆さんが子供たちの活動と一緒に参加していきたいと希望し、子供たちと「仲間」として交流したいと思っているという結果がでました。昔遊びや道具づくりなど高齢者の皆さんが培ってきた経験を生かせるような取り組みを望んでいます。

おじいちゃん
 おばあちゃんも仲間に

週休2日制対応事業計画(案)

週休2日制対応検討委員会からの提言に各地区の特色が盛り込まれ、小学区ごとに事業計画(案)がつけられました。

磯浜小学校区学地実践委員会

木管五重奏を体験
 パソコンで自己紹介カードを作ろう
 ハゼ釣り
 人形劇、紙芝居、昔語りを楽しもう
 いささかりんりん祭り(スポーツレクリレーション、親子体験教室)
 カルタ大会、ベーゴマ、お手玉などの昔遊び
 木の工作にチャレンジして本棚やジグソーパズル、木ぎれを生かした芸術作品を作る

祝町小学校区学地実践委員会

祝町をめぐるピクニック
 竹とんぼ作り、ベーゴマ遊び、ビー玉遊びなどの昔遊び
 祝町の郷土カルタをつくり、カルタとり大会を開催
 手作り凧での凧あげ大会

大貫小学校区学地実践委員会

学区内をウォークラリーでめぐり地域について知る
 田植えと稲刈り体験
 おじいさん、おばあさんと遊ぼう(ペタンク、パークゴルフ、昔遊び)
 パソコンで暑中見舞いの作成、メールに挑戦
 木工作品づくり、絵手紙作成

夏海小学校区学地実践委員会

竹馬、竹とんぼ、竹ぼっくりなどをつくり、遊ぶ
 酒沼や神山・松川の田んぼでザリガニや小魚を釣ったりとったりして自然に親しむ
 和だこをつくって凧あげ、コマまわしやめんこを体験



児童手当・児童扶養手当
特別児童扶養手当のこと

名称	児童手当																							
目的	児童を養育している方に対し、家庭での生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的として支給します。																							
手当を受けられる人	3歳未満の児童を養育している方 (児童手当・特例給付) 3歳以上6歳以下(6歳の誕生日から最初の3月31日までにある者)の児童を養育している方(就学前特例給付)																							
所得の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族の数</th> <th colspan="2">受給資格者本人の所得制限限度額</th> </tr> <tr> <th>国民年金</th> <th>厚生年金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>301.0万円</td> <td>460.0万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>339.0万円</td> <td>498.0万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>377.0万円</td> <td>536.0万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>415.0万円</td> <td>574.0万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>453.0万円</td> <td>612.0万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>491.0万円</td> <td>650.0万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額		国民年金	厚生年金	0人	301.0万円	460.0万円	1人	339.0万円	498.0万円	2人	377.0万円	536.0万円	3人	415.0万円	574.0万円	4人	453.0万円	612.0万円	5人	491.0万円	650.0万円
扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額																							
	国民年金	厚生年金																						
0人	301.0万円	460.0万円																						
1人	339.0万円	498.0万円																						
2人	377.0万円	536.0万円																						
3人	415.0万円	574.0万円																						
4人	453.0万円	612.0万円																						
5人	491.0万円	650.0万円																						
支給額(月額)	第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円																							
手当をうけるための手続き	出生や転入により新たに受給資格が生じた場合、市町村の窓口(公務員は勤務先)に「認定請求書」の提出が必要です。 〔必要書類〕 年金加入証明書または申立書(請求者がサラリーマンである場合) 児童手当用所得証明書(当該市町村にその年の1月1日に住所のない方) 請求者本人名義の金融機関の口座番号 この他、必要に応じて提出する書類がありますので、提出先で確認してください。																							

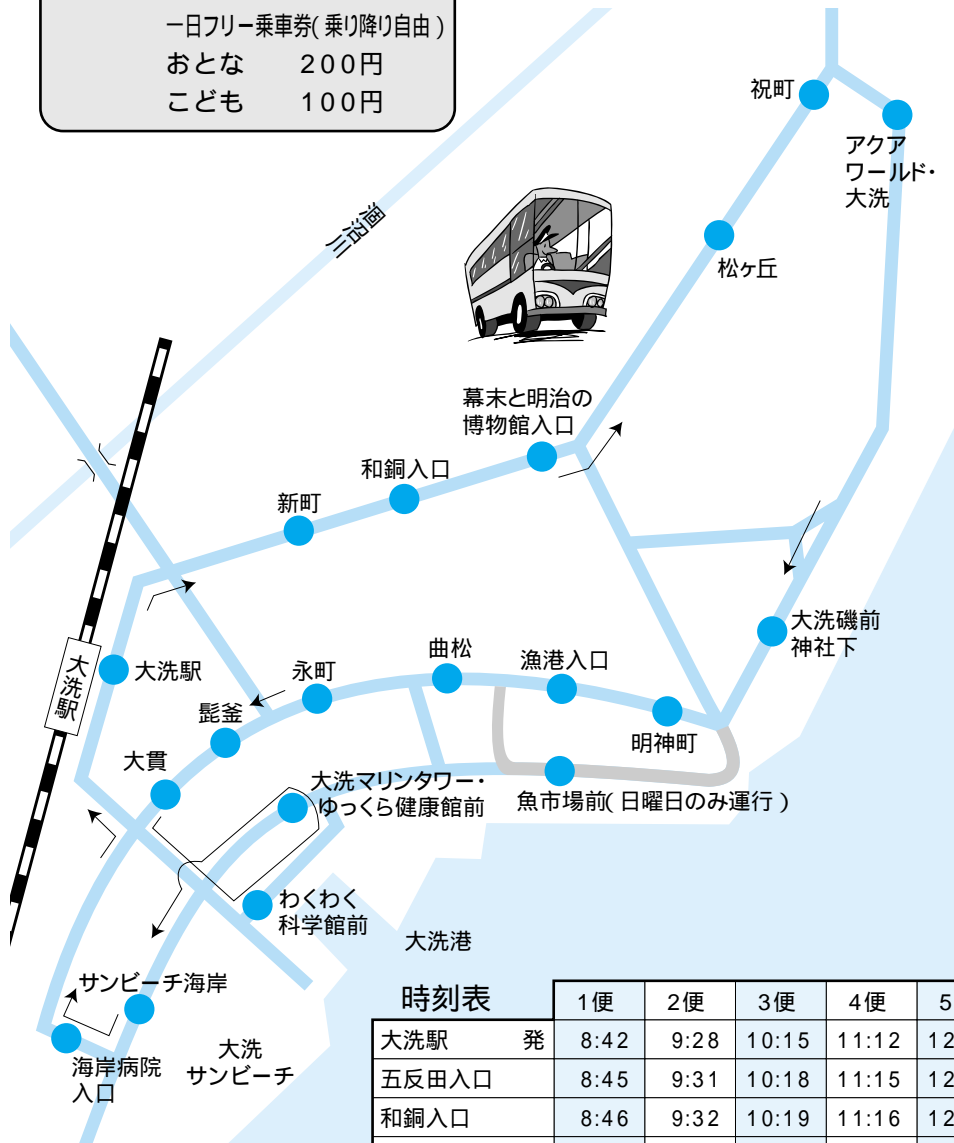
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当は受給資格があっても請求しないと手当てが受給できませんのでご注意ください。
 問合せ 福祉課 ☎(267)5111
 (内線151)

特別児童扶養手当	児童扶養手当																																										
<p>精神や身体に障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。</p>	<p>父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母親、あるいは母に代わりその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願い支給します。</p>																																										
<p>対象となる障害の程度 特別児童扶養手当 1 級 身体障害者手帳のおおむね 1 級・2 級程度に該当するもの（内部疾患を含む） 療育手帳の総合判定が・A 程度の知的障害または同程度の精神障害のもの 特別児童扶養手当 2 級 身体障害者手帳のおおむね 3 級程度に該当するもの（内部疾患を含む） 療育手帳の総合判定が B 程度の知的障害または同程度の精神障害のもの</p>	<p>支給の対象となる児童 父母が離婚した児童 父が死亡した児童 父に一定の障害がある児童 父の生死が不明である児童 父が継続して 1 年以上遺棄している児童 父が継続して 1 年以上刑務所等に拘禁されている児童 婚姻によらずに出生した児童 母が子を懐胎した当時の事情が不明である児童 事例により手当が支給されない場合があります</p>																																										
<table border="1" data-bbox="135 1010 751 1240"> <thead> <tr> <th>扶養親族の数</th> <th>受給資格者本人の所得制限限度額</th> <th>配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>459.6万円</td> <td>628.7万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>497.6万円</td> <td>653.6万円</td> </tr> <tr> <td>2人以上 1人につき</td> <td>38万円ずつ加算</td> <td>21.3万円ずつ加算</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額	0人	459.6万円	628.7万円	1人	497.6万円	653.6万円	2人以上 1人につき	38万円ずつ加算	21.3万円ずつ加算	<table border="1" data-bbox="896 1010 1554 1359"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族の数</th> <th colspan="2">受給資格者本人の所得制限限度額</th> <th rowspan="2">配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額</th> </tr> <tr> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>45.8万円</td> <td>154.0万円</td> <td>236.0万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>90.4万円</td> <td>192.0万円</td> <td>274.0万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>132.6万円</td> <td>230.0万円</td> <td>312.0万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>174.8万円</td> <td>268.0万円</td> <td>350.0万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>217.0万円</td> <td>306.0万円</td> <td>388.0万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>259.2万円</td> <td>344.0万円</td> <td>426.0万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額		配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額	全部支給	一部支給	0人	45.8万円	154.0万円	236.0万円	1人	90.4万円	192.0万円	274.0万円	2人	132.6万円	230.0万円	312.0万円	3人	174.8万円	268.0万円	350.0万円	4人	217.0万円	306.0万円	388.0万円	5人	259.2万円	344.0万円	426.0万円
扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額																																									
0人	459.6万円	628.7万円																																									
1人	497.6万円	653.6万円																																									
2人以上 1人につき	38万円ずつ加算	21.3万円ずつ加算																																									
扶養親族の数	受給資格者本人の所得制限限度額		配偶者、扶養義務者、養育者の所得制限限度額																																								
	全部支給	一部支給																																									
0人	45.8万円	154.0万円	236.0万円																																								
1人	90.4万円	192.0万円	274.0万円																																								
2人	132.6万円	230.0万円	312.0万円																																								
3人	174.8万円	268.0万円	350.0万円																																								
4人	217.0万円	306.0万円	388.0万円																																								
5人	259.2万円	344.0万円	426.0万円																																								
<table border="1" data-bbox="135 1420 504 1525"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>対象児童1人につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td> <td>51,550円</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>34,330円</td> </tr> </tbody> </table>	等級	対象児童1人につき	1 級	51,550円	2 級	34,330円	<table border="1" data-bbox="896 1420 1393 1603"> <thead> <tr> <th>対象児童数</th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>42,370円</td> <td>28,350円</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>47,370円</td> <td>33,350円</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>50,370円</td> <td>36,350円</td> </tr> <tr> <td>4 人以上 1 人につき</td> <td colspan="2">3,000円ずつ加算</td> </tr> </tbody> </table>	対象児童数	全部支給	一部支給	1 人	42,370円	28,350円	2 人	47,370円	33,350円	3 人	50,370円	36,350円	4 人以上 1 人につき	3,000円ずつ加算																						
等級	対象児童1人につき																																										
1 級	51,550円																																										
2 級	34,330円																																										
対象児童数	全部支給	一部支給																																									
1 人	42,370円	28,350円																																									
2 人	47,370円	33,350円																																									
3 人	50,370円	36,350円																																									
4 人以上 1 人につき	3,000円ずつ加算																																										
<p>住所地の市町村へ請求書の提出が必要になります。この手当は県知事の認定を受けることにより支給されます。 【必要書類】 請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本（外国人の方は記載事項証明書） 請求者と対象児童の含まれる世帯全員の住民票の写し 所定の診断書（用紙は市町村に備えてあります） 印鑑と請求者本人名義の金融機関の口座番号 この他、必要に応じて提出する書類がありますので、提出先で確認してください。</p>	<p>住所地の市町村へ認定請求書の提出が必要になります。この手当は県の各福祉事務所で県知事の認定を受けることにより支給されます。 手当を受ける方の支給要件により添付する書類が異なりますので、市町村の提出先で確認してください。 児童扶養手当を認定されている方へ 平成13年8月に、児童扶養手当の現況届けを行い、その結果及び児童扶養手当証書等を今年度から11月末に送付しています。もう一度お手元の証書等をご確認くださいようお願いいたします。</p>																																										

町内循環バスを運行いたします

町内循環バス（仮称 海遊号）を3月21日から運行いたします。
大洗を訪れる観光客や町民の皆さんに親しまれる足として一日9便のバ
スが町内を巡りますのでどうぞご利用ください。

料金	乗車1回につき
	おとな 100円
	こども 50円
	一日フリー乗車券(乗り降り自由)
	おとな 200円
	こども 100円



時刻表

	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
大洗駅 発	8:42	9:28	10:15	11:12	12:05	13:33	14:45	15:53	16:40
五反田入口	8:45	9:31	10:18	11:15	12:08	13:36	14:48	15:56	16:43
和銅入口	8:46	9:32	10:19	11:16	12:09	13:37	14:49	15:57	16:44
幕末と明治の博物館入口	8:48	9:34	10:21	11:18	12:11	13:39	14:51	15:59	16:46
松ヶ丘	8:51	9:37	10:24	11:21	12:14	13:42	14:54	16:02	16:49
祝町	8:52	9:38	10:25	11:22	12:15	13:45	14:55	16:03	16:50
アクアワールド・大洗	8:54	9:40	10:27	11:24	12:17	13:51	14:57	16:05	16:52
大洗磯前神社下	9:00	9:46	10:33	11:30	12:23	13:52	15:03	16:11	16:58
明神町	9:01	9:47	10:34	11:31	12:24	13:52	15:04	16:12	16:59
漁港入口	9:02	9:48	10:35	11:32	12:25	13:53	15:05	16:13	17:00
曲松	9:04	9:50	10:37	11:34	12:27	13:55	15:07	16:15	17:02
永町	9:05	9:51	10:38	11:35	12:28	13:56	15:08	16:16	17:03
髭釜	9:06	9:52	10:39	11:36	12:29	13:57	15:09	16:17	17:04
大貫	9:07	9:53	10:40	11:37	12:30	13:58	15:10	16:18	17:05
わくわく科学館前	9:09	9:55	10:42	11:39	12:32	14:00	15:12	16:20	17:07
大洗マリンタワー・ゆっくら健康館前	9:11	9:57	10:44	11:41	12:34	14:02	15:14	16:22	17:09
サンビーチ海岸	9:13	9:59	10:46	11:43	12:36	14:04	15:16	16:24	17:11
海岸病院入口	9:14	10:00	10:47	11:44	12:37	14:05	15:17	16:25	17:12
大洗駅 着	9:19	10:05	10:52	11:49	12:42	14:10	15:22	16:30	17:17

交通規制により一部運行ルートが
変更になる場合があります

問合せ 企画課企画調整係
(内線223・224)

インドネシア共和国に 救急車を寄贈しました

大洗町消防本部で使用していた救急車をインドネシア共和国のトモホン市にあるベテスタ病院に寄贈しました。

1月30日、役場玄関前において町長、消防関係者、ベテスタ病院のワジヨング院長、日本キリスト教団大洗ベツレヘム教会のジョニー・トレー主席牧師、インドネシア共和国へ救急車を送る会代表の坂本裕保さんなど約20名が出席し贈呈式が行なわれました。



随想

我が町に春の訪れ

大洗町長 小谷隆亮

朝日を浴びた木々の枝、幾分青みを出した土手の芝生。春の足音の高まりが聞こえる。そんな時、磯浜小学校の子どもたちが私を訪ねてくれた。真心を込めて種蒔きから育てた色とりどりの花が咲いたプランターを役場玄関に飾ってと持って来てくれたのである。美しい花々と共に、花のように美しい心を持つ子どもたちの笑顔に元気づけられた。

現在の経済環境に象徴される国内の暗い世相はまさに厳しい冬の時代といえます。しかし厳しく寒い冬の後には、必ず春がやってきます。我が町においては、いよいよ3月21日に新水族館がオープンし、観光の拠点、地域振興型の施設として期待が大きくふくらみます。今年はさらに、ワールドカップやインターハイが開催され、我が町の自然や特産物をアピールしていく好機となります。多くの方々が町に訪れ、町全体が活気づくことにより季節に例えれば春のきざしが見えてくるのではないのでしょうか。

春は、新たなはじまりの季節であります。3月3日、魚市場においておさかな市を開催したところですが、

これを呼び水として漁港周辺に朝市的な施設を設け、町の特産品を訪れた方々に見て、食べて、買っていただけるような環境をつくっていきます。それにあわせ、3月21日からレトロ調の循環バスが大洗駅からアクアワールドを経由し、商店街を巡ります。皆さんの生活に密着した足として、また、訪れた方々に我が町を知っていただく交通手段として人と活気を運ぶ町の動脈となるようご活用いただきたいと思えます。

陽光が太平洋の水面に輝く。そんな風景が私の心の中にあるわが郷土大洗の春のイメージです。希望にあふれた新しい始まりの季節、皆さんとともに輝けるまちづくりに向けて力を注いでまいります。



小谷町長から寄贈証と救急車の鍵が手渡され、「10年以上使用してきましたが整備は万全です。インドネシアの地で有効にご活用いただきたい」とあいさつ、ワジヨング院長からは「インドネシアは救急医療が遅れています。インドネシアの人々の命を守るために大切に使用させていただきます」とお礼が述べられ、固い握手が交わされました。

寄贈された救急車は近日中にコンテナ船で海を渡り、ベテスタ病院で大洗町とインドネシアの友好の証として多くの人命救助に活躍することでしょう。